

# 令和6年度東大阪市省工ネ設備更新事業補助金

## 公募要領

補助金を申請される際は、本公募要領を確認のうえ申請をお願いいたします。

令和6年 6月

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

### 【お問合せ先】

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

**本補助金に関するお問合せ：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp**

問合せが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

## 〔目 次〕

1. 本補助金の目的 .....	3
2. 補助対象者 .....	3
3. 補助対象事業の種類及び補助率等 .....	3
4. 応募手続き等の概要.....	4
5. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）.....	5
6. 必要書類.....	6
7. フローチャート .....	7
8. 見積書についての注意事項 .....	8
9. 参考資料.....	9

## 1. 本補助金の目的

日々の生産活動において必要不可欠であるエネルギー価格が高騰しているなか、エネルギー消費量の削減と生産性向上を図るため、あらかじめ本市が指定する生産設備を更新(入替)により導入する市内企業の取組を促進することを目的としています。

## 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、東大阪市内で本市が指定する補助対象設備の導入を行う中小企業者(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者)でかつ、製造業者\*<sup>1</sup>又はファブレス企業\*<sup>2</sup>に限ります。

### 【中小企業者】

・資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 【常勤】
製造業* <sup>1</sup> (うち、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))	3億円	300人 (900人)
卸売業(ファブレス企業)* <sup>2</sup>	1億円	100人

\*<sup>1</sup> 製造業とは日本標準産業分類の製造業のうち履歴事項全部証明書内に製造や、加工等に関する記載がある企業のことをいう。

\*<sup>2</sup> ファブレス企業とは、日本標準産業分類の卸売業のうち、履歴事項全部証明書内に「製品の企画」「製品の設計」「製品の開発」に関する記載がある企業のことをいう。

## 3. 補助対象事業の類型及び補助率等

### (1) 補助対象事業

本補助金の対象となる補助対象事業は、東大阪市内で既に事業活動を営んでいる工場・事業所等において、現在使用している設備を本市が指定する補助対象設備に更新する事業(※)であり、下記要件をすべて満たすものです。(※東大阪市内間の工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする)

- ① 導入する設備は別紙「補助対象設備リスト」に記載があるものであること。
- ② 導入する設備は令和5年4月以降に先端設備等導入計画の認定を受けた設備であること。
- ③ 導入する設備に対して、国(独立行政法人等を含む)や府など他の機関が実施する他の補助金等の交付がないこと。ただし令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業の(Ⅲ)設備単位型、及び令和6年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金を除く。
- ④ 交付決定日から令和7年2月28日までに導入から支払まで完了すること。
- ⑤ 現在使用している既存設備を更新(入替)して省エネルギー化を図ること。
- ⑥ 更新前後で、使用用途が同じであること。

(導入予定設備により既存設備と同様の加工や製作等の作業目的が達成できることが要件です)

- ⑦ 中古品ではないこと。
- ⑧ 本補助金申請日の属する会計年度内にすでに本補助金の交付決定を受けていないこと。

### (2) 補助対象経費の考え方

交付決定日から令和7年2月28日までに支払いが完了する設備の購入金額(税抜)、又はリース料金(税抜)が補助対象経費です。

※設備本体以外の費用(消費税や保守、輸送費、役務等の費用)については補助対象外です。

※本体以外のオプション等については見積書に本体と別記載の場合、対象外です。

### (3)補助金額

上記補助対象経費に補助率(1/2)を乗じた金額が補助金額となります。  
補助金額の上限は300万円です。

## 4. 応募手続き等の概要

### (1)申請方法

申請は、東大阪市電子申請システムから交付申請を行ってください(必要書類はp.6表1参照)。交付申請書には、税抜額を記載してください。入力については、申請者自身が、本公募要領に従って作業してください。また、必要書類については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

※ 東大阪市電子申請システム以外では受付いたしません。

※ 申請金額が予算上限に達し次第、申請受付を終了します。予算残額の状況は補助対象事業の案内ページに随時掲載していきます。

#### 【公募期間等】

公募開始: 令和6年7月1日(月)

公募締切: 令和7年1月31日(金)

事業完了期限: 令和7年2月28日(金)

※公募締切を過ぎて申請したものについては受付いたしません。申請は余裕をもって行ってください。

※発注を行う前に必ずメーカーに納期を確認してください。

※原則として、事業完了期限である令和7年2月28日までに、実績報告の提出まで終えていただく必要があります。

※事業完了期限までに実績報告が困難な場合は、必ず事前にモノづくり支援室へご相談ください。

#### 【事前着手承認申請】

交付決定前に発生した経費は、原則として補助金の交付対象となりません。交付決定は令和6年7月1日以降となりますが、事業遂行上やむを得ず発生する経費について、事前着手の承認を受けた場合は、事前着手承認日から交付決定日の間に発生した経費も補助対象とすることができます。申請の方法は東大阪市モノづくり支援室までメールでお問合せ下さい(表紙のお問合せ先参照)。審査が完了し次第、事前着手承認通知をお送りします。その後、7月1日以降に電子申請システムより交付申請を行ってください。

なお、事前着手の承認が得られた場合でも、申請金額が予算上限を超えているなど不交付決定となる場合があり、これにより生じる損失等について、本市は一切の責任を負いません。

### (2)交付決定の通知

申請後、必要書類等を精査し問題がなければ申請いただいた設備等の金額から交付決定額を算定し、交付決定の通知を電子申請システムで登録したメールアドレスに送付いたします。(おおよそ1週間から2週間程度を要しますが、申請多数の場合はさらに時間を要する場合があります。)

交付決定後、補助対象事業の内容に変更等が生じた場合は、予め変更承認を受ける必要があります。下記のような場合は東大阪市モノづくり支援室までご連絡ください(表紙のお問合せ先参照)

- ・補助事業の内容を変更したいとき
- ・代表者、事業者名、住所のいずれかが変わるとき

なお、交付決定通知に記載されている交付決定額を上回る変更できません。また、補助事業の目的に沿わない変更等については承認されない場合があるためご留意ください。

### (3)実績報告

導入された設備等を検収のうえ、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに電子申請システムで補助事業実績報告書を提出してください(必要書類はp.6表2参照)。

補助対象事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

必要書類等を精査し問題がなければ、補助金額確定の通知を電子申請システムで登録したメールアドレスに送付いたします。

### (4)現場確認～補助金支払い

補助金の支払については、補助対象事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。確定通知の送付後、導入した設備につき現場確認を行います(メールにて日程調整させていただきます)。現場確認の際は申請書に記載の型式と設備等に記載の型式を突合します。

現場確認終了後、補助金交付請求書により指定された口座に補助金を振込みます。

### (5)補助金支払い後～

下記のような場合は東大阪市モノづくり支援室までご連絡ください(表紙のお問合せ先参照)

- ・本補助金の交付を受けて導入した設備を、市内事業所間で移動させるとき
- ・やむを得ず次項 5. 補助事業者の義務 (2)に規定する「処分等」を行うとき

## 5. 補助事業者の義務 (遵守すべき事項)

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1)補助事業の完了した日の属する会計年度(市の会計年度である4月～翌年3月)の終了後3年間、本市が行う、補助対象事業に関係するフォローアップ調査に協力すること。
- (2)本補助金により取得した設備等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める処分制限期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄(以下「処分等」という。)してはなりません(自社工場間での市内移転は除く)。
- (3)処分制限期間内にやむを得ず処分等を行う場合は市に報告し、補助金額の全部又は一部を返還すること。
- (4)補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。
- (5)補助対象事業の進捗状況確認のため、本市職員が実地検査に入ることがあります。また、補助対象事業終了後、本市職員が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査で交付決定の条件を満たしていない等の理由により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従うこと。
- (6)補助対象事業により取得した所有権を有する補助対象設備を、市(固定資産税課)に償却資産として申告すること。
- (7)東大阪市技術交流プラザへの登録を行い、事業者紹介ページの保有機械・設備の項目に導入した設備を掲載すること。(東大阪市技術交流プラザについては下記URLをご参照ください。)

URL:<http://www.techplaza.city.higashiosaka.osaka.jp/index.html>

本義務を遵守されない場合、また本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、本補助金の交付決定の取消又は返還を求める場合がございます。

## 6. 必要書類

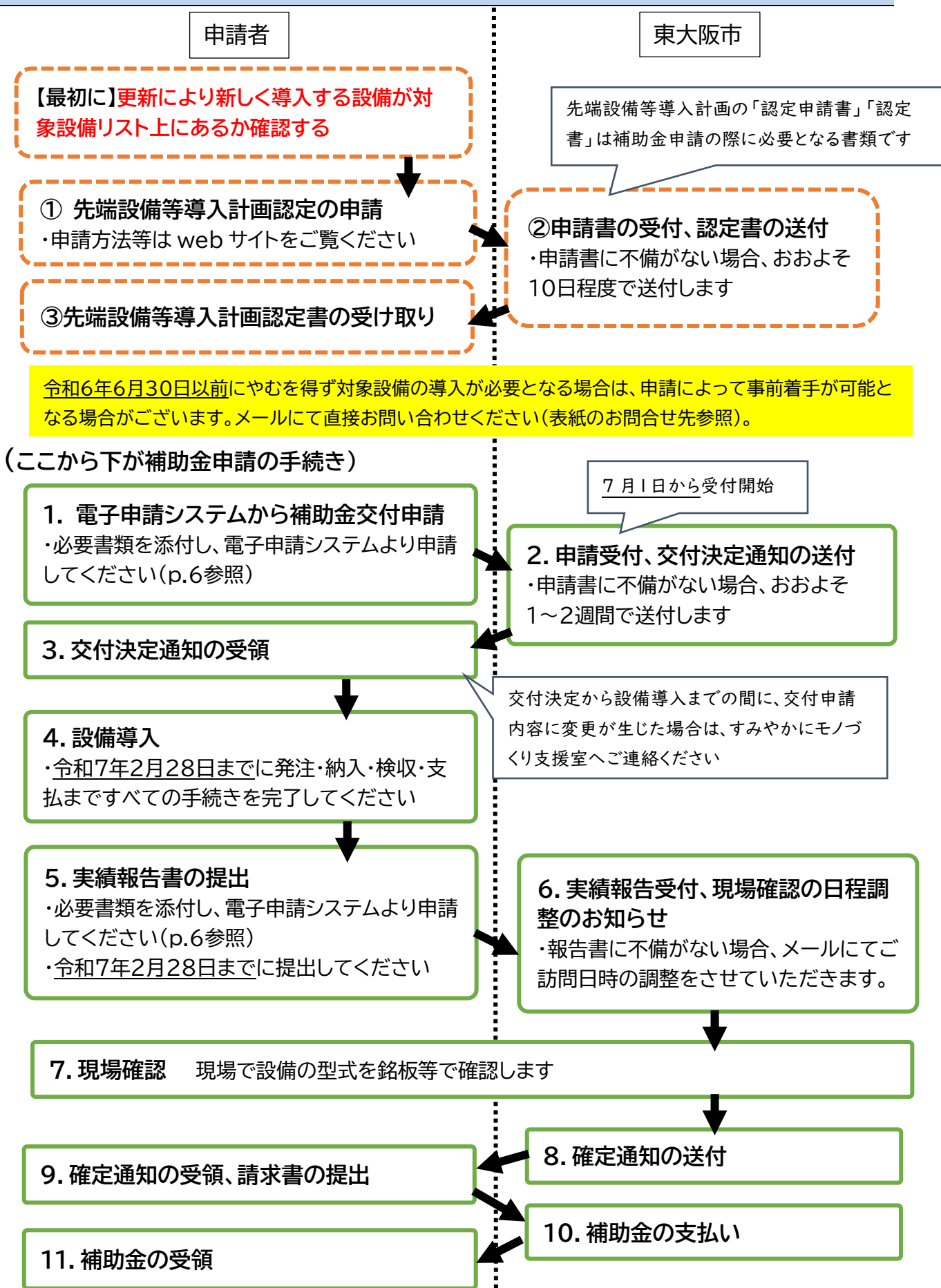
表1: 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書(省エネルギー量を記載する必要があります)
- ② 先端設備等導入計画認定書
- ③ 先端設備等導入計画認定申請書
- ④ 履歴事項全部証明書(直近3か月以内に発行したもの)※法人の場合
- ⑤ 開業届(無ければ青色申告決算書) ※個人事業主の場合
- ⑥ 滞納のない証明書(直近3か月以内に発行したもの)  
※市役所3階納税課で発行します。(一通300円)  
(行政サービスセンター及び税務署では発行していません)
- ⑦ 見積書(概算ではなく、確定された金額のもの)  
※金額に値引きがある場合は、値引き後の金額を見積書に記載してください。
- ⑧ リース契約書等リース月額料が分かる書類  
(リース契約の場合は毎月の支払がわかるものが必要)
- ⑨ 更新前の既存設備の写真(2枚)
  - ・設備の設置状況がわかるもの(1枚)
  - ・銘板等機械の型式がわかるもの(1枚)
- ⑩ 国の「令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金」及び  
府の「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金(1次公募)」の  
交付決定を受けた場合の交付決定通知書の写し(申請後に交付決定を受けた場合は、  
市に連絡の上、追加提出をすること)
- ⑪ 導入する設備の概要がわかるパンフレット等の写し  
(設備の消費電力又は省エネルギーの効果がわかる部分)

表2: 実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書
- ② 納品書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 領収書の写し(※1)(リースの場合は実績報告までに支払いが完了している毎月分の領収書)  
(※1)領収書がない場合には、支払ったことがわかるようなもの(例えば通帳の写し等)  
を代替りの書類とすることができます。手形払等で実績を確認できないものは代  
わりの書類とすることができません。
- ⑤ 写真(3枚)
  - ・設備の導入状況がわかるもの(1枚)
  - ・設備に「令和6年度東大阪市省エネ設備更新事業補助金」の表示(シール、油性ペン等)  
を行っていただき、その表示部分を撮影してください(1枚)
  - ・銘板等機械の型式がわかるもの(※2)(1枚)  
(※2)現場確認時にも型式の確認させていただきます。  
撮影が難しい場合はご相談ください
- ⑥ 東大阪市技術交流プラザの事業者紹介ページに設備を登録したことがわかる画面の写し

## 7. フローチャート



## 8. 見積書についての注意事項

御 見 積 書						
〒 5 7 7 - 8 5 2 1 東大阪市荒本北 1 - 1 - 1  東大阪市役所株式会社御中	見積No. 1234567890					
	見積日 2023/05/23					
株式会社設備投資 〒123-4567 大阪府東大阪市 ●●						
下記のとおり、御見積もり申し上げます。						
合計金額	<b>¥7,700,000</b>					
支払条件	月末締め翌月末払い					
有効期限	御見積後2週間					
品 名	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
マシニングセンタ 形式：MB-56V	1		6,000,000	6,000,000		
受皿 形式：MU-56V	1		50,000	50,000	本体料金以外の費用（配送料・設置料・講習料等）は補助対象にできません。	
工具 形式：MK-56V	1		300,000	300,000		
配送料・設置料	1		700,000	700,000		
【小計】				7,050,000	値引額は記載しないでください。値引額が記載されている場合は本体金額から差し引いた金額を補助対象額とします。	
【出精値引】				▲50,000		
以下余白						
この見積書の場合、補助対象経費は $6,000,000 - 50,000 = 5,950,000$ 円です						
備考／				小 計	7,000,000	
				税率	10%	
				消費税	700,000	
				合 計	<b>7,700,000</b>	

- ※異なる販売事業者3者に見積依頼・競争入札等を行ってください。ただし、競争入札等によることが困難又は不相当である場合は、その限りではありません。
- ※最低価格の見積書を用いて交付申請を行ってください。
- ※交付決定日以降に、契約・発注行為を行ってください（※発注は、競争見積を行った3者であれば、いずれの販売事業者でも可とする。）



## 参考資料

本補助金以外にも、国や府が実施する補助金があります。令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業の(Ⅲ)設備単位型、及び令和6年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金(1次公募)については、本補助金の交付申請の前に交付決定を受けている場合でなおかつ交付金額が300万円に満たない場合、補助率1/2・上限300万円に達するまでは本補助金を重複して受けることが可能です。詳しくは、モノづくり支援室までお問合せください。

【注意】 上記補助金の交付を受ける場合、本市からの追加補助の金額は下記のとおりです(※生産設備以外の設備は市の追加補助の対象とはなりません。)

国・または府からの交付金額が300万円以上の場合 市からの補助額なし

国・または府からの交付金額が300万円未満の場合

本市補助金額＝補助対象経費×1/2(上限300万円)－国の補助金額

### 【国】令和5年度補正省エネルギー投資促進支援事業補助金について

※本補助金に関するお問い合わせ先は市ではありません。

詳しくは、こちらのページをご覧ください(<https://sii.or.jp/setsubi05r/>)

#### ●募集時期

【一次公募】令和6年3月27日～4月22日

【二次公募】令和6年5月27日～7月1日

#### ●申請要件(他にも要件あり)

予め定めた消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業(※生産設備だけではなく、空調・変圧器等のユーティリティ設備等も対象)

●補助率 1/3

●補助金限度額 (上限額)1億円/事業全体  
(下限額)30万円/事業全体

### 【府】令和6年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金について

※本補助金に関するお問い合わせ先は市ではありません。詳しくは、こちらのページをご覧ください([https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/plan\\_subsidy.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/plan_subsidy.html))

●募集時期 令和6年4月11日～9月30日

#### ●申請要件(他にも要件あり)

脱炭素経営宣言を行った中小事業者で、大阪府内の工場・事業所に係る対策計画書の届出を行い、この計画書に基づき設備更新等を行うもの(※生産設備だけではなく、空調・変圧器等のユーティリティ設備、太陽光パネル等も対象)

●補助率 1/3

●補助金限度額 (上限)300万円